

平成28年8月15日

『改正個人情報保護法Q & A』
～第5回 匿名加工情報～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「番号法」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

「事業者ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)

Q 改正個人情報保護法において設けられたビックデータに関する規律について教えてください。

A 個人データから「個人の特定性を低減したデータ」への加工したものを「匿名加工情報」として、匿名加工情報を加工する事業者に対して、本人の同意を得る代わりに、匿名加工情報の加工に関する基準、加工方法に関する漏えい防止措置、作成した匿名加工情報に関する公表義務、自ら取り扱う場合の識別行為の禁止義務、安全管理措置・苦情処理等の義務、匿名加工情報の第三者提供をする場合の明示・公表義務を課するものです。

匿名加工情報の提供を受けた事業者も、本人の識別行為の禁止義務、第三者提供をする場合の明示・公表義務を負います。

【解説】

1 改正の背景

近時、企業が、保有する個人データから特定の個人の識別性を低減した情報（ビックデータ）を利活用することが進んできております。

反面、ビックデータには個人情報保護法のようなルールが適用されないため、その利活用の方法について顧客やマスメディアに問題視されることがあります。

平成 25 年 6 月、東日本旅客株式会社（以下「JR 東日本」といいます。）は、Suica の購買履歴のデータから氏名、電話番号、物販情報等を除外し、生年月日を生年月に変換した上、さらに、SuicaID 番号を不可逆の別異の番号に変換したデータを株式会社日立製作所に提供（提供は 7 月に実施）することが明らかになり、多くの利用者から、個人情報の保護、プライバシーの保護や消費者意識に対する配慮に欠けているのではないかと批判や不安視する声があがりました。

その批判の主な原因は、Suica の購買履歴のデータの販売について、JR 東日本が利用者にはほとんど事前説明をしていなかったことによるものです。利用規約には Suica の購買履歴データの販売、譲渡について記載はなく、規約の変更も行いませんでした。また、文書などによる利用者への告知もありませんでした。

また、JR 東日本が本人の申し立てで履歴の販売、譲渡を止められるオプトアウトの窓口を告知していなかった点も問題でした。JR 東日本は個人情報保護の問い合わせ窓口で申請があれば、個別に対応していたと主張していましたが、オプトアウトが可能とは周知していませんでした。

政府においては、以下のとおり、パーソナルデータの利活用という形で検討が進められ、改正個人情報保護法の中で「匿名個人情報」に関するルールが新たに設けられました。

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（平成 25 年 12 月 20 日 高度情報通

信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）決定）

パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成26年6月24日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）決定）

パーソナルデータに関する検討会（平成25年9月2日～平成26年12月19日）

事務局：内閣官房IT総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室

個人情報保護法では、目的外利用や第三者提供にあたっての本人の同意（法16条1項、法23条1項1号）は、パーソナルデータの「利活用の壁」とされています。

「本人の同意」の趣旨は、個人の権利利益の侵害を未然防止することですが、「本人の同意」がなくてもがなくてもデータの利活用を可能とする枠組みを設けました。

「匿名加工情報」（保護法2条9項）においては、個人データ等から「個人の特定性を低減したデータ」への加工を、本人の同意の代わりとしております。

ビッグデータに関する規律は、プライバシー法制の先進国であるEUなどにもないものであり、日本独特のローカルルールと言えるでしょう。

2 定義

（1）匿名加工情報（保護法2条9項）

「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定められる措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものです。

個人識別符号以外の個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

個人識別符号

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

なお、要配慮個人情報（保護法2条3項）についても特定の個人を識別することができないようにした場合には「匿名加工情報」とすることができます。ただし、数百万人に一人の難病のような特異な情報に該当する場合については、匿名加工基準（下記4（1））に従って排除することになると考えられます。

（2）匿名加工情報データベース等（保護法2条10項、令案6条）

「匿名加工情報データベース等」とは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的

に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいいます。

「個人情報」における「個人情報データベース等」(保護法)とパラレルの概念です。

(3) 匿名加工情報取扱事業者(保護法2条10項)

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供しているものをいいます。

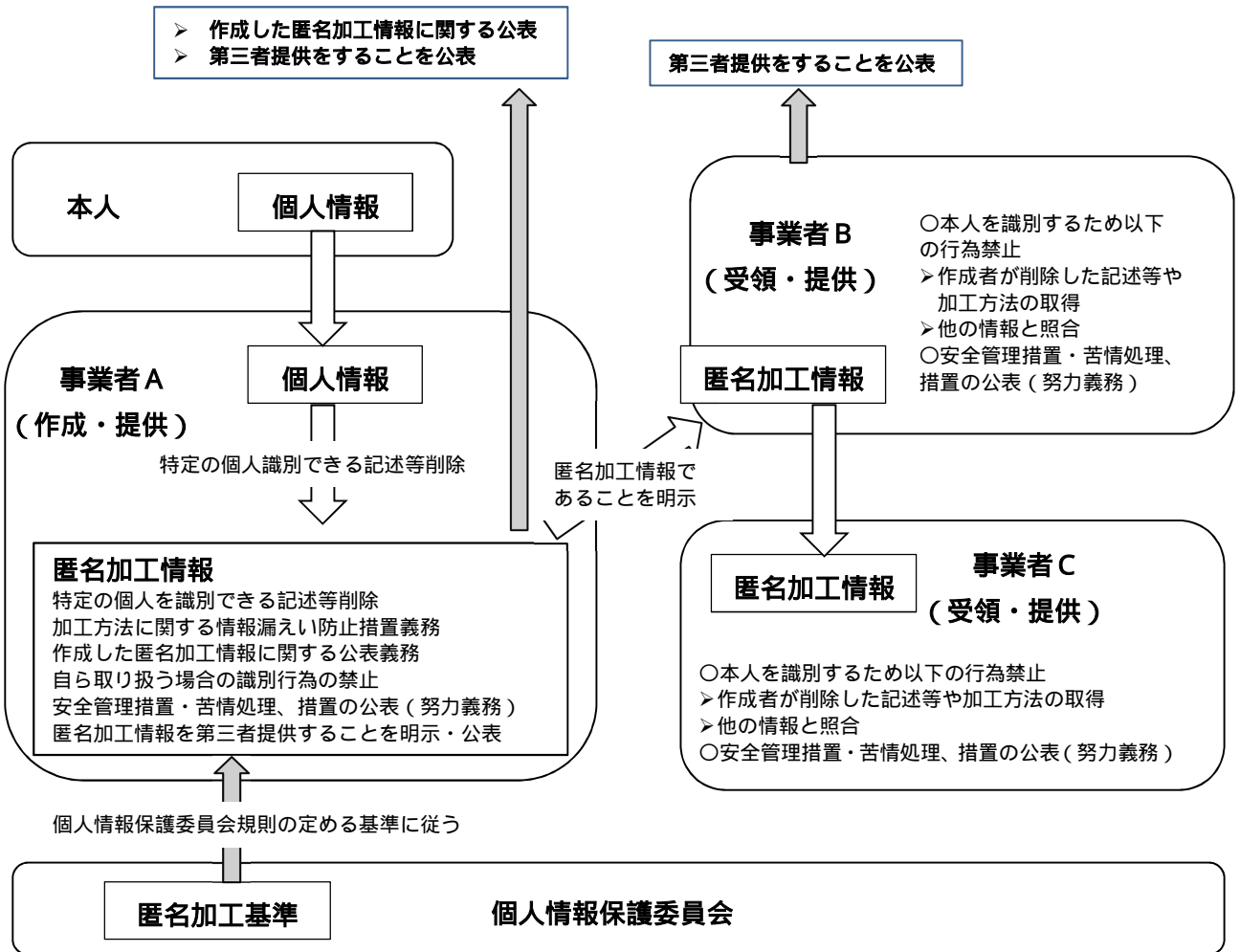
「個人情報」における「個人情報取扱事業者」とパラレルの概念です。

3 匿名加工情報における加工の例

匿名加工情報の「加工」の例としては以下のものがあります(「一問一答改正個人情報保護法」(商事法務)42頁参照)

- 特定の個人を識別することとなる項目を削除すること(例:氏名の削除、住所の市町村以下の削除)
- 詳細な項目を一定のまとまりや区分に置き換えること(グルーピング。例:生年月日の年代への置き換え)
- 作成の元となる個人情報と個別に関連付けられるID等の識別子を削除すること。
- 匿名加工情報データベース等に含まれる複数者間のデータの値を入れ替えること
- 分析対象のデータに一定の誤差(ノイズ)を付加すること
- 分析対象のデータの平均から大きく乖離するデータ群をまとめること(トップコーティング)

【匿名加工情報の作成者・受領者・提供者に適用されるルール】



4 匿名加工情報の作成者に適用されるルール（保護法 36 条）

匿名加工情報の作成者には以下のルールが適用されます。

（1）適正加工義務（保護法 36 条 1 項、規則案 19 条）

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければなりません（保護法 36 条 1 項）。

「個人情報保護委員会規則で定める基準」（いわゆる「匿名加工基準」）については以下のとおり定められています（規則案 19 条）。

個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）

特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

要配慮個人情報（保護法 2 条 3 項）も特定の個人を識別することができないようにした場合には匿名加工情報とすることができですが、例えば、数百万人に一人の難病のような特異な情報に該当する場合には、「特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）」に基づいて排除することになると考えられます。

匿名加工基準については、個人情報保護委員会が定める個人情報保護ガイドラインにおいて、規則で定める事項の解説や、講ずべき措置の例示等を記載される予定です。また、個人情報保護委員会は、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制度を利用できるよう事務局レポート及び Q A 等の作成を検討しています。

（2）加工方法等情報に係る安全管理措置（保護法 36 条 2 項、規則案 20 条）

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに上記（１）により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければなりません（保護法 36 条 2 項）。

「個人情報保護委員会規則で定める基準」については以下のとおり定められています（規則案 20 条）。

加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

「加工方法等情報」とは、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工方法のこと（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）です。

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、3つの安全管理措置を講ずることが求められます。

まず、加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めることです（ ）。これは、個人情報取扱規程等の社内規程の中で加工方法等情報を取り扱う者を定め、その権限と責任を規定することになります。

次に、加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずることです（ ）。加工方法等情報に係る安全管理措置について PDCA サイクルで管理することを求めています。

- 1 個人情報取扱規程等の社内規程の中で加工方法等情報の取扱いについて規定化する（Plan）。
- 2 その社内規程に基づき加工方法等情報を適切に取り扱う（Do）。
- 3 その取扱いの状況について検証・監査により評価を行う（Check）。
- 4 その結果に基づき改善する（See）。

安全管理措置については、個人情報保護委員会が定める個人情報保護ガイドラインにおいて、規則で定める事項の解説や、講ずべき措置の例示等を記載される予定です。また、個人情報保護委員会は、実際に匿名加工情報を活用したいと考えている事業者が円滑に制

度を利用できるよう事務局レポート及びQ A等の作成を検討しています。

(3) 作成した匿名加工情報の公表義務 (保護法 36 条 3 項、規則案 21 条)

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければなりません。

この公表を確認することにより、本人は、自分の個人情報を取り扱っている個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成しているか、及び適正な加工を行っているか確認する端緒となります。

個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。この場合においては、委託先の個人情報取扱事業者による公表により委託元の個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなされます。(規則案 21 条 2 項)

(4) 匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務 (保護法 36 条 4 項、規則案 22 条)

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表しなければなりません。

また、当該第三者に提供するときは、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなりません。

「公表」を行うことにより、本人との関係で透明性を担保し、本人が苦情を申し出る等の本人関与の機会を提供するとともに、個人情報保護委員会が違反を捉えて適切な監督を行う端緒となります。

提供をする第三者に対して「明示」を行うことにより、当該第三者に匿名加工情報取扱事業者として識別行為の禁止 (保護法 38 条) 等の匿名加工情報を取り扱うにあたっての義務を履行することを認識させることとなります。

これらの取り扱いにより、利用目的の事前の「通知」や第三者提供における「本人の同意」が不要となります。

(5) 識別行為の禁止義務 (保護法 36 条 5 項)

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、

当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととされています。

この識別行為の禁止義務は、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者自身が、保護法 36 条各号の義務を遵守することにより、自ら本人の同意なく、自由に作成した匿名加工情報（ビックデータ）を利用できることを前提としています。

匿名加工情報を作成した事業者は、その作成に用いた個人情報を保有しており、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」（保護法 2 条 1 項 1 号）のではないかと懸念されます。そこで、識別行為の禁止義務（保護法 36 条 5 項）により、作成の元になった個人情報に戻すことを禁止しています。

なお、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者は、作成の元になった個人情報と作成した匿名加工情報を照合することは禁止されていますが、「匿名加工情報を作成する際に個人情報から削除した記述等又は個人識別符号」を保有し続けることは許容されています（保護法 36 条 5 項の識別行為の禁止義務には、保護法 38 条（下記 5（2）参照）とは異なり、個人情報から削除された記述等や加工方法に関する情報の取得を制限していません）（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）51 頁）

識別行為の禁止の具体例については、個人情報保護委員会が定める個人情報保護ガイドラインにおいて明示される予定です。

（6）安全管理措置、苦情処理措置、公表等の努力義務（保護法 36 条 6 項）

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければなりません。

これらの義務は努力義務ですが、個人情報保護ガイドラインにおいて具体例が明示される予定です。

5 匿名加工情報の提供を受けた匿名加工情報取扱事業者に適用されるルール

匿名加工情報取扱事業者は、自ら個人情報を作成したもの以外の匿名加工情報（すなわち、第三者提供を受けた匿名加工情報）について以下の義務を負います（保護法 37 条～39 条）

（1）匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務（保護法 37 条、規則案 23 条）

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表しなければなりません。

また、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければなり

ません。

これは、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報を第三者提供をする時の公表・明示義務(保護法 36 条 4 項、規則案 22 条)と同じ内容です(上記 4(4) 参照)。

(2) 識別行為の禁止義務(保護法 38 条)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはなりません。

上記 4(5)の匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者に課される識別行為の禁止義務と比較すると、「当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得」することが禁止されている点が厳しいものです。

(3) 安全管理措置、苦情処理措置、公表等の努力義務(保護法 39 条)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければなりません。

これは、上記 4(6)の匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者に課される義務と同一です。